

記入用紙	記入要領・留意事項など
<p>(様式 1)</p> <p style="text-align: center;"><b>工業会指定試験所申請書</b></p> <p style="text-align: right;">2017年6月10日</p> <p>一般社団法人日本照明工業会 会長殿</p> <p style="text-align: right;">住所 東京都台東区入谷 x-x-xx</p> <p style="text-align: right;">申請事業者 名称 日本照明株式会社</p> <p style="text-align: right;">代表者名 照明 太郎</p> <p style="text-align: right;">   </p> <p>工業会指定試験所制度に関する規則による試験所指定を受けたく、次の通り申請します。申請にあたっては、上記の規則を遵守します。また、この申請書及び添付資料の記載事項は事実と相違ありません。</p>	<p><b>Q 申請事業者の欄はどのような職位の人を記載するのか</b></p> <p><b>A</b> ・JIS Q 17025 (ISO17025 翻訳 JIS) “試験所及び校正機関に関する一般的要求事項”の4項“マネジメントシステム”に基づく試験所組織の代表者、又は法人代表者が一般的であるが、当該組織の部門長(部課長等)でも構いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・照明工業会が指定試験所に発行する指定証は、申請事業者の欄に記載された住所、名称及び代表者名を記載します。</li> <li>・試験事業者が工業会指定試験所として作成する試験証明書の発行者となります。</li> <li>・押印カ所には代表者の氏名に関連する印鑑(公印または私印)を押します。</li> </ul> <p><b>Q 申請者担当部署、所在地、連絡先、責任者及び担当者はどのような職位の人を記載するのか</b></p> <p><b>A</b> ・申請する際の責任者と窓口担当者であり、上記の申請事業者・代表者名とは異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当部署名・所在地・電話番号・担当者名は、照明工業会のホームページで公表する工業会指定試験所ごとの個別情報(指定内容の詳細)の問い合わせ窓口として公開されます。ただし、担当者のEメールアドレスは公開いたしません。</li> </ul>
<p>1. 申請者担当部署、所在地、連絡先責任者及び担当者</p> <p>担当部署名: <b>試験部</b></p> <p>住所: <b>東京都台東区入谷 x-x-xx</b></p> <p>電話番号: <b>03-3876-xxxx</b></p> <p>責任者名(Eメール): <b>電球 次郎 (z-denkyu@yyyy.co.jp)</b></p> <p>担当者名(Eメール): <b>器具 三郎 (s-kigu@yyyy.co.jp)</b></p>	<p><b>Q 外部認定プログラムによる方法とはどんな方法か</b></p> <p><b>A</b> JNLA(工業標準化法に基づく試験所認定制度)登録試験事業者、及びJCSS(計量法に基づく校正事業者登録制度)登録事業者に基づき申請する場合はaに○を附します。(詳細は“工業会指定試験所制度に関する規則”の附属書Dを参照ください)</p> <p><b>Q 試験所間比較などの結果による方法とはどんな方法か</b></p> <p><b>A</b> 照明工業会が主催する試験所間比較に参加し、次紙の別表1に✓を附した申請試験項目の測定に関する良好な結果( E<sub>n</sub>  ≤ 1)を、技術能力の確認根拠として申請する場合はbに○を附します。</p>
<p>2. 試験区分:</p> <p>(別表1(指定区分一覧)左欄の該当カ所に✓を記載する)</p>	<p><b>Q 試験所と試験結果を比較する方法とはどんな方法か</b></p> <p><b>A</b> 申請者とJNLA登録試験事業者との試験所間(二者間)比較で、別表1に✓を附した申請試験区分の測定に関する良好な結果( E<sub>n</sub>  ≤ 1)を、技術能力の確認根拠として申請する場合はcに○を附します。(二者間比較試験は、工業会事務局が認可した手続きに基づいて申請者自らが準備/実施する必要があります)</p>
<p>3. 技術能力を確認する方法:</p> <p>(次のいずれかに○で選択してください)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 外部認定プログラムによる方法</p> <p><input type="radio"/> b. 試験所間比較などの結果による方法</p> <p><input type="radio"/> c. 試験所と試験結果を比較する方法</p>	<p><b>Q 外部への試験サービス供給の可否とはどのようなことか</b></p> <p><b>A</b> 工業会指定試験所として顧客など外部からの依頼試験を受け付けるか否かを記載します。</p> <p><b>Q 証明書とはどのようなものか</b></p> <p><b>A</b> 試験所制度を適切に維持管理していくことの自己宣言(表明)で、JNLA認定プログラムの準備段階から申請中の段階では“JNLA”と記載します。また、登録済の場合は“JNLA(登録番号:○○○○○JP)”と記載します。</p>
<p>4. 外部への試験サービス供給の可否: <input checked="" type="radio"/> 可 ・ <input type="radio"/> 否</p>	<p><b>Q 試験精度(不確かさ)を表明した文書とはどのようなものか</b></p> <p><b>A</b> 申請事業者自身が評価した“測定の不確かさ”に関する見積書(バジェットシート)です。申請時には別表1に✓を附した申請試験区分ごとのバジェットシートの提出が必要です。</p>
<p>5. 添付資料</p> <p>(1) 別に定めるJIS Q 17025のチェックリスト (ただし、指定を受ける試験項目において、指定する認定プログラムの認定を取得している場合は、その認定書の写しでもよい)</p> <p>(2) 別に定める試験JISのチェックリスト (ただし、指定を受ける試験項目において、指定する認定プログラムで既に確認されている場合は、その認定書の写しでもよい)</p> <p>(3) 指定する認定プログラムを取得し、維持管理する計画を持つことの声明書 (別表2の声明書で表明する)</p> <p>(4) 合理的な根拠により見積もられた試験精度(不確かさ)を表明した文書</p> <p>(5) 業態報告書(工業会会員以外の初回の申請時に限る)</p> <p>(6) 委員会が認める技能試験(試験所間比較を含む)に参加した場合は、試験報告書、及び、必要に応じて是正報告書</p> <p>(7) 更新申請を行う場合又は指定する認定プログラムを取得したことによる切り替えの申請をする場合には、添付書類のチェックリスト (別表3のチェックリストの判定により(1)~(3)の資料を省略できる)</p>	<p><b>Q 必要に応じて是正報告書とは何のことか</b></p> <p><b>A</b> 第3項(技術能力を確認する方法)においては、試験結果が不満足( E<sub>n</sub>  &gt; 1)と判定された場合であっても、適切と認める是正報告書(適切な原因究明及び必要な是正処置実施に関する報告書)が提出された場合には、有効な審査書類として活用できます。</p> <p><b>Q 更新申請を行う場合又は指定する認定プログラムによる切り替えの申請とは何のことか</b></p> <p><b>A</b> 第3項のb及びcを技能確認根拠とする申請で指定を受けた場合の有効期限は3年です。更新時期の再申請やJNLA認定プログラム取得に伴う切り替え申請においては、申請添付書類の一部をチェックリストで代替できる手続き軽減化を図っています。(詳細は別表3を参照ください)</p>
以上	

記入用紙

記入要領・留意事項など

別表 1

申請する試験区分に✓(Tick)を附してください

別表 1-1. 指定区分一覧 (1)

該当項目に ✓を記載	区分記号	引用規格		試験項目
		規格番号	箇条	
	C7550::1	JIS C 7550	5.1	目及び皮膚に対する紫外放射傷害
	C7550::2		5.2	目に対する近紫外放射傷害
	C7550::3		5.3	青色光による網膜傷害
	C7550::4		5.4	小形光源の青色光による網膜傷害
	C7550::5		5.5	網膜の熱傷害
	C7550::6		5.6	網膜の低可視光熱傷害
	C7550::7		5.7	目の赤外放射傷害
✓	C7801::1	JIS C 7801	7	全光束
✓	C7801::2		7	効率
✓	C7801::3		8	最大光度
✓	C7801::4		8	ビームの開き
✓	C7801::5		8	ビーム光束
✓	C7801::7		9	色度
✓	C7801::8		9	相関色温度
✓	C7801::9		9	平均演色評価数 $R_a$
✓	C7801::10		9	特殊演色評価数 $R_i$ (i: 9~15)

Q 試験区分を申請する際の要件(前提条件)はあるのか

- A 測光・測色に関する技術能力の水準が確認できるエビデンスが必要です。  
 具体的には、前ページの第3項(技術能力を確認する方法)において、  
 ・a(外部認定プログラムによる方法)に基づく申請では、JNLAで認定された試験区分以外  
 は申請できません。JNLA認定外の試験区分は、下記のb又はcによる申請が必要です。  
 ・b(試験所間比較などの結果による方法)、及びc(試験所と試験結果を比較する方法)に  
 基づく申請では、申請試験区分の測定に関する良好な結果( $|E_n| \leq 1$ )レポート(写し)の  
 提出が必要です。

Q 試験区分の改廃はあるのか

- A 試験区分は試験規格(JIS)で規定する測定方法に準拠しており、制度発足時からの改廃は  
 下記の2件です。  
 なお、試験区分に関する改廃は工業会ホームページで適時公表し、事前周知いたします。

- “相対分光分布”試験区分を廃止しました(2017年2月8日付)。  
 [対象試験規格]  
 ①JIS C 7801, ②JIS C 8152-1, ③JIS C 8152-2  
 [廃止理由]  
 ・製品評価の直接の試験項目ではない。  
 ・測色関連の試験区分(色度, 相関色温度, 演色評価数)で評価が可能である。
- 従来の“演色評価数”を“平均演色評価数  $R_a$ ”に改め, “特殊演色評価数  $R_i$  (i: 9~15)”  
 を新たに追加しました(2017年2月8日付)。  
 [対象試験規格]  
 ①JIS C 7801, ②JIS C 8152-1, ③JIS C 8152-2  
 [追加理由]  
 ・LED照明製品規格の性能評価事項に, 特殊演色評価数( $R_9$ と $R_{15}$ )が追加されたため。

記入用紙

記入要領・留意事項など

別表 1-2. 指定区分一覧 (2)

該当項目に ✓を記載	区分記号	引用規格		試験項目
		規格番号	箇条	
✓	C8105-5::1A	JIS C 8105-5	8	配光分布 (器具Ⅰ)
✓	C8105-5::1B		8	配光分布 (器具Ⅱ)
✓	C8105-5::1C		8	配光分布 (器具Ⅲ)
	C8105-5::2A		8	最大光度 (器具Ⅰ)
	C8105-5::2B		8	最大光度 (器具Ⅱ)
	C8105-5::2C		8	最大光度 (器具Ⅲ)
	C8105-5::3A		8	ビームの開き (器具Ⅰ)
	C8105-5::3B		8	ビームの開き (器具Ⅱ)
	C8105-5::3C		8	ビームの開き (器具Ⅲ)
✓	C8105-5::4A		8	全光束 (器具Ⅰ)
✓	C8105-5::4B		8	全光束 (器具Ⅱ)
✓	C8105-5::4C		8	全光束 (器具Ⅲ)
	C8105-5::5A		8	ビーム光束 (器具Ⅰ)
	C8105-5::5B		8	ビーム光束 (器具Ⅱ)
	C8105-5::5C		8	ビーム光束 (器具Ⅲ)
✓	C8105-5::6A		8	効率 (器具Ⅰ)
✓	C8105-5::6B		8	効率 (器具Ⅱ)
✓	C8105-5::6C		8	効率 (器具Ⅲ)

(器具Ⅰ：家庭用 LED 照明器具，器具Ⅱ：施設用 LED 照明器具，器具Ⅲ：LED 防犯灯)

記入用紙

記入要領・留意事項など

別表 1-3. 指定区分一覧 (3)

該当項目に ✓を記載	区分記号	引用規格		試験項目	
		規格番号	箇条		
	C8152-1::1A	JIS C 8152-1	7	CIE 平均化 LED 光度コンディション A	
	C8152-1::1B		7	CIE 平均化 LED 光度コンディション B	
	C8152-1::2		7	光度	
	C8152-1::3A		8	全光束 (4π 条件)	
✓	C8152-1::3B		8	全光束 (2π 条件)	
	C8152-1::3C		8	CIE 部分 LED 光束	
	C8152-1::4A		8	効率 (4π 条件)	
✓	C8152-1::4B		8	効率 (2π 条件)	
	C8152-1::4C		8	効率 (CIE 部分 LED 光束)	
	C8152-1::6		9	色度	
	C8152-1::7		9	相関色温度	
	C8152-1::8		9	平均演色評価数 $R_a$	
	C8152-1::9		9	特殊演色評価数 $R_i$ (i : 9~15)	
✓	C8152-2::1A		JIS C 8152-2	7	全光束 (4π 条件)
	C8152-2::1B			7	全光束 (2π 条件)
✓	C8152-2::2A	7		効率 (4π 条件)	
	C8152-2::2B	7		効率 (2π 条件)	
✓	C8152-2::4	8		色度	
✓	C8152-2::5	8		相関色温度	
✓	C8152-2::6	8		平均演色評価数 $R_a$	
✓	C8152-2::7	8		特殊演色評価数 $R_i$ (i : 9~15)	
✓	C8152-3::1	JIS C 8152-3	6	光束維持率	

記入用紙

記入要領・留意事項など

別表 2

公的認定プログラムの取得及び維持管理に関する声明書

20XX年 XX月 XX日

一般社団法人日本照明工業会  
工業会指定試験所委員会 委員長 殿

新規申請の場合は記載不要です

指定番号 JLMA○○○○○○  
(拡大申請の場合、指定番号を記載して下さい)  
申請試験所 住所 東京都台東区入谷 x-x-xx  
名称 日本照明株式会社  
責任者名 電球 次郎



一般社団法人日本照明工業会の工業会指定試験所制度に関する規則3.1条(試験所の指定条件)に基づき、次の認定プログラムに対する、取得及び維持管理を行う計画をもつことを、声明いたします。

取得及び維持管理を行う 計画のある認定プログラム名	<p style="text-align: center;">JNLA 又は JNLA (登録番号: ○○○○○○JP) 又は JCSS (登録番号: ○○○○)</p>
------------------------------	---

備考 既に JNLA 制度等での登録がされている試験所も、登録の維持管理を行い、必要に応じて区分の追加の計画をもつことの声明が必要です。

Q 声明書の目的は何か

A 試験所制度を適切に維持管理していくことの自己宣言(外部表明)です。

Q 申請試験所・責任者名の欄はどのような職位の人を記載するのか

A ・当該組織の部門長や責任者で構いません。  
(試験所組織の代表者や法人代表者である必要はありません)  
・押印箇所には部門長や責任者の氏名に関連する印鑑(公印または私印)を押します。

Q “取得及び維持管理を行う計画のある認定プログラム名”の欄には何を記載するのか

A ・JNLA 認定プログラムの準備段階から申請中の段階では“JNLA”と記載します。  
・JNLA 登録済の場合は“JNLA (登録番号: ○○○○○○JP)”と記載します。  
・JCSS 登録済の場合は“JCSS (登録番号: ○○○○)”と記載します。

記入用紙

記入要領・留意事項など

別表 3

別表 3. 更新申請, 認定プログラム取得切り替え申請時の添付書類チェックリスト

添付書類一覧	添付書類に関する変更の有無	
	変更無い場合には✓を記載	変更がある場合の対応
JIS Q 17025 のチェックリスト	✓	添付資料を提出して下さい
試験 JIS のチェックリスト	✓	
指定する認定プログラムを取得し, 維持管理する計画を持つことの声明書	✓	
合理的な根拠により見積もられた試験精度 (不確かさ) を表明した文書	変更の有無にかかわらず添付資料を提出して下さい	
委員会が認める技能試験 (試験所間比較を含む) に参加した場合は, 試験報告書, 及び, 必要に応じて是正報告書	変更の有無にかかわらず添付資料を提出して下さい	

備考 新規申請及び拡大指定時には, 本チェックリストの提出は不要です。

**Q 更新申請, 認定プログラム取得切り替え申請時の添付書類チェックリストの目的は何か**

**A** 申請添付書類の一部をチェックリストで代替できる手続き軽減化を目的としています。添付書類チェックリストは, 更新申請や JNLA 認定プログラム取得に伴う移行申請の際に, 申請書に添付して提出してください。  
(新規申請および試験区分拡大申請の場合は, チェックリストの提出は不要です)  
チェックリストに, ✓を記入した添付資料の提出が省略できます。



記入用紙


記入要領・留意事項など

(様式 2)

指定事項変更届

20XX年XX月XX日

一般社団法人日本照明工業会  
工業会指定試験所委員会 委員長 殿

指定番号 JLMA○○○○○○○  
(拡大申請の場合に、指定番号を記載して下さい)  
申請試験所 住所 東京都台東区入谷 x-x-xx  
名称 日本照明株式会社  
代表者名 電球 次郎 

一般社団法人日本照明工業会の工業会指定試験所制度に関する規則3.8条(指定の変更)に基づき、登録事項の変更を届け出いたします。

変更事項	変更内容		変更理由
	変更前	変更後	
担当部署名の変更	試験部	品質保証部	組織改編に伴う変更
担当者の変更	器具 三郎	部品 四郎	人事異動に伴う変更

以上

Q 変更届けが必要な指定事項は何か

- A 変更届けが必要な指定事項は下記の事項です。
1. 照明工業会が発行した指定証の記載事項に関して
    - 1.1 法人名, 申請代表者の役職, 氏名
    - 1.2 指定試験所の名称
    - 1.3 指定試験所の所在地
  2. 工業会ホームページで公表している指定試験所の個別情報に関して
    - 2.1 外部への試験サービス供給の可否
    - 2.2 問い合わせ窓口(部署, 担当者名, 電話番号)
- [補足事項]  
変更届けに記載された代表者名と、差し替え再発行する指定証に記載する代表者名が異なる場合は、メール等で『指定証に記載する代表者名』要望を連絡してください。

Q 変更届け出の時期に制約はあるのか

- A 指定証の差替再発行やホームページの更新が必要なため、指定事項が公開可能になった段階で速やかに提出する必要があります。

Q 変更届けの申請試験所・代表者名の欄はどのような職位の人を記載するのか

- A
- ・当該組織の部門長や責任者で構いません。  
(試験所組織の代表者や法人代表者である必要はありません)
  - ・押印カ所には部門長や責任者の氏名に関連する印鑑(公印または私印)を押します。

記入用紙

記入要領・留意事項など

(様式 3)

指定廃止届

20XX 年 XX 月 XX 日

一般社団法人日本照明工業会  
工業会指定試験所委員会 委員長 殿

指定番号 JLMA○○○○○○○

申請試験所 住所 東京都台東区入谷 x-x-xx  
名称 日本照明株式会社  
代表者名 照明 太郎



一般社団法人日本照明工業会の工業会指定試験所制度に関する規則 3.9 条（指定の失効，及び廃止）に基づき，指定の廃止を届け出いたします。

以上

**Q 指定廃止届を提出する際の付帯事項はあるのか**

**A** 指定証の返上義務があります。  
指定廃止届を提出する際には，照明工業会が指定試験所に発行した指定証を添えて工業会事務局あてに提出してください。

**Q 指定廃止届の申請試験所・代表者名の欄はどのような職位の人を記載するのか**

**A** ・指定証の申請事業者の欄に記載された住所，名称，及び代表者名を記載します。  
・押印カ所には代表者の氏名に関連する印鑑（公印または私印）を押します。

**Q 指定証に記載された代表者名と現職の代表者名が異なる場合はどうするのか**

**A** 同職位の職制者（後任者）の氏名で届け出します。



記入用紙	記入要領・留意事項など
<p>(様式 4)</p> <p style="text-align: center;"><u>指定審査</u>    <u>中断</u>    <u>再開</u>    <u>届</u></p> <p style="text-align: right;">20XX 年 XX 月 XX 日</p> <p>一般社団法人日本照明工業会 工業会指定試験所委員会 委員長 殿</p> <p style="text-align: center;">新規申請の場合は記載不要です ↓</p> <p>指定番号 JLMA○○○○○○○ (拡大申請の場合に、指定番号を記載して下さい)</p> <p>申請試験所    住 所 東京都台東区入谷 x-x-xx                   名 称 日本照明株式会社                   代表者名 電球 次郎  印</p> <p>一般社団法人日本照明工業会の工業会指定試験所制度に関する規則 3.3 条 (審査及び指定) c) 項に基づき、以下の理由と期間計画の通り指定審査の <u>中断</u> <del>再開</del> (いずれかに取り消し線を付す) を届け出いたします。</p> <p>1. 理由 (必要に応じて別添にて説明ください) 試験設備の一部 (全光束標準電球ほか) を更新し、その校正 (JCSS 校正事業者に委託) や測定環境の再設定に時間を要するため。 詳細は別紙の所有設備管理票を参照ください。</p> <p>2. 中断期限 <del>再開日</del> (いずれかに取り消し線を付す) 20XX 年 XX 月 XX 日から Y ヶ月</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p><b>Q 指定審査中断届はどのような時に届け出るのか</b></p> <p><b>A</b> ・工業会指定試験所制度では、申請書類の受付日から原則 6 ヶ月以内に適合性審査を完了させなければなりません。 申請後に不測の事態が生じ対応に時間を要するときは、中断届の提出でカウントダウンの一時停止が図れます。 ・中断届の提出は原則 1 回限りで、最長 6 ヶ月の指定審査中断を要請することができます。 ・対応措置が完了し審査を再開する場合は指定審査再開届が必要です。</p> <p><b>Q 申請試験所・代表者名の欄はどのような職位の人を記載するのか</b></p> <p><b>A</b> ・当該組織の部門長や責任者で構いません。 (試験所組織の代表者や法人代表者である必要はありません) ・押印箇所には部門長や責任者の氏名に関連する印鑑 (公印または私印) を押します。</p>